

第7回知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会 議事概要

日 時：令和6年6月21日（金）14：00～16：00

場 所：中央合同庁舎4号館全省庁共用123会議室

出席委員：工藤座長、鳥居座長代理、一之瀬委員、雲委員、庄司委員、眞嶋委員、
三村委員、吉田委員、根岸委員代理（松原様）

【オンライン出席】伊藤委員、門田委員、河野委員、杉村委員、高野委員、
松尾委員、綿谷委員（15時まで）

【代理オンライン出席】岡村様（古明地委員代理）、山本様（綿谷委員代理）

1. 安全設備の搭載義務化の方向性（案）について（隔壁の水密化等）

- 事務局より、第6回検討会での議論を踏まえ、機関室への浸水警報装置及び排水設備の設置を代替措置に追加した資料1の修正内容について説明した。
- 委員より、資料の修正内容に関する意見はなく、隔壁の水密化等について資料に記載の内容での合意を確認した。

2. 知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方（案）について

- 事務局より、資料2を用いて、本検討会での合意事項のとりまとめについて説明した。
- 委員より、資料2の修正に関する意見はなく、資料に記載の内容で合意し、今後、事務局において誤字脱字の確認等を行い最終化した後、国土交通省HPで公表することとなった。

3. その他

(1) 一般旅客船に関する安全設備の搭載義務化に向けた今後のスケジュール（案）

- 事務局より、参考資料2を用いて、一般旅客船を対象に、法定無線設備（旅客定員12人以下の事業船）、改良型救命いかだ等（いかだ等）及び隔壁の水密化等の搭載義務化に関し、本年秋頃にパブリックコメントを実施し、来年春以降に適用を開始する今後のスケジュール案について説明した。なお、遊漁船への安全設備の搭載義務化の適用日については別途検討することを改めて確認した。

(2) 今後の遊漁船への安全対策、遊漁船業の発展等に関する委員からの意見（本検討会の振り返り）

- 座長を含む各委員より、本検討会の全体を通しての感想や、今後の遊漁船への安

全対策、遊漁船業の発展等について、コメントをいただいた。

- 委員より、本検討会で検討した安全対策について、いわゆるレンタルボートにも講じることを検討すべきではないかとの意見があり、事務局より、本検討会では旅客を搭載し業を営む船舶を対象としており、レンタルボートは船舶を借りた者が自己責任で運転することから、プレジャーボートと同様に本検討会の対象ではないものの、プレジャーボート等の事故を減らす形での安全性の向上については引き続き関係省庁と連携して取り組む旨説明した。
- 委員より、いかだ等の搭載について、搭載を要する水温の時期のみ船舶検査証書における旅客定員を減員し、減員した人数が搭載できるいかだ等を船舶に積みつける柔軟な運用が可能であることを事業者にも適切に周知していただきたいとの意見があり、事務局より、意見があった運用は可能であり、検査機関等へ周知を行う旨説明した。
- 委員より、衛星携帯電話の通信状況が不安定であるとの意見があり、事務局より、個別の衛星携帯電話サービスの障害の発生については総務省を経由して報告を受けており、サービス提供会社、検査機関等の複数のルートで事業者へ通知している旨説明した。
- 委員より、安全設備の搭載に関する遊漁船事業者の負担軽減について、以下のような意見があった。
 - ・本検討会の結果を踏まえ、水産庁において必要な予算支援を措置していただきたい。
 - ・国土交通省においても業にとらわれず船舶安全法の観点から検討できる支援があるのではないか。
 - ・法定無線設備や非常用位置等発信装置に関する技術開発の促進等の更なる措置を検討していただきたい。
 - ・隔壁の水密化等については、今回まとめられた内容を今後運用していく上で、検査機関や造船所の負担が大きいことが予想されるため、スムーズに運用できるよう十分に配慮いただきたい。
 - ・船舶検査証書の申請等に際しては、申請者の文書作成にかかる負担が大きいことが予想されるため、支援体制を検討していただきたい。
- 委員より、現場での業務実態をよく知る各地の遊漁船事業者など様々な知見を有する委員の闊達な議論を通して、遊漁船業の実態を反映した搭載義務化の内容になったことについて、本検討会で議論した結果に前向きな意見をいただくとともに、今後の周知について、以下のような意見があった。
 - ・遊漁船事業者に今回議論した搭載義務化の内容を十分理解していただけるよう、法律を所管する国土交通省が主体となり、水産庁や行政機関等が協力してわかりやすい説明に努めていただきたい。
 - ・遊漁船事業者に限らず、船舶検査を受検する事業者に広く周知いただきたい。

- ・国民がさらに安心して釣りを楽しめるよう、行政・業界全体で安全対策の取り組みの周知に努めていただきたい。
 - ・遊漁船業務主任者講習のほか、各地域で安全講習会が開催されているが、コロナ禍の影響もあり、近年開催頻度が落ちている。今回の制度を事業者にも周知するため、安全講習会等の充実も進めていただきたい。
 - ・今後の制度運用に際しては、検査機関との十分な共通認識を図り、検査機関の担当者全員が共通の対応をとれるようにしていただきたい。
- 委員より、本検討会の全体を通しての感想について、以下のような意見があった。
- ・本検討会への参加は、遊漁船事業者としての安全対策の在り方を見直す機会となった。これを機に、今一度事業者間でソフト・ハード両面の対策の充実を図りたい。
 - ・今回議論した安全対策を実効性のあるものとするため、関係省庁の連携を深めていただきたい。今後も関係省庁や都道府県、業界団体等が建設的な議論を行うことは極めて有意義である。
- 委員より、安全対策に関する政策立案は、事故の現状認識、現状評価を十分に検証し、それに基づくものであるべきであり、その場合でも結論は同じだったと思うが、特に今回は知床遊覧船事故対策検討委員会からの流れもあり、議論の進め方が難しかったとの意見があった。

以上